

ライブ配信サービスでの課金トラブル

～「投げ銭」機能について～

「ライブ配信サービス」とは？

ライブ配信サービスとは、スマートフォンなどから生放送（ライブ）形式で動画等の配信が行えるサービスで、視聴者と配信者との間でリアルタイムでのやりとりが行えるなどの特徴があります。総務省の調査によると若年層の利用率が高く、10代の利用率は31.9%（H30年度）で10代の約3割が利用しています。

また、ストリートライブをするミュージシャンに小銭を投げ入れるように、視聴者が有料のアイテム等を配信者に送信する、いわゆる「投げ銭」機能が提供されていることが多く、その売り上げの一部が配信者にも入る仕組みになっています。そのため、動画共有サイト YouTube で広告収入を得る人を「ユーチューバー」と呼ぶように、「投げ銭」で収入を得る配信者は「ライバー」とも呼ばれています。



国民生活センターが定期的に発行しているメールマガジン「子どもサポート情報」にも、下記のような「ライブ配信アプリ」での課金トラブル事例が取り上げられています。

<事例>

夫のクレジットカードに心当たりのない高額な請求があり、カード会社に問い合わせたら、ライブ配信アプリでの課金だった。中学生の娘に聞くと、以前教えてもらった夫のクレジットカード番号を使いライブ配信で1回約1万円の投げ銭を何度もしたようだ。投げ銭や音楽等の購入で、数カ月で100万円以上の請求があった。

（当事者：中学生 女性）

◇ひとことアドバイス

- ・スマートフォン等でライブ形式の動画を配信したり、視聴したりする「ライブ配信サービス」の多くは無料で利用できますが、ライブ配信者を応援するためのいわゆる「投げ銭」という課金機能があります。
- ・子どもが保護者のクレジットカード情報や携帯電話のキャリア決済を利用し、勝手に課金してしまうケースが見られます。クレジットカードやキャリア決済の暗証番号をしっかりと管理しておくことが大切です。
- ・子どもがどのようなサービスを利用しているのか、その決済の仕組みがどうなっているのか理解し、使い方について家族で話し合うようにしましょう。
- ・困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



（独）国民生活センター「子どもサポート情報」第150号「子どもがライブ配信サービスで投げ銭!？」

<参考> ・消費者庁「ライブ配信サービス（投げ銭等）の動向整理」資料

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/policy_coordination/internet_committee/pdf/internet_committee_190117_0002.pdf

・総務省「平成30年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000644168.pdf

・（独）国民生活センター「子どもサポート情報」第150号「子どもがライブ配信サービスで投げ銭!？」

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support150.html

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】 福井県安全環境部県民安全課 角田

☎:0776-20-0745（直通） メール：h-kakuda-um@pref.fukui.lg.jp